

小児科

眼科

耳鼻いんこう科

皮膚科

泌尿器科

精神科

放射線科

麻酔科

脳神経外科

救急科

(外来診療時寄保寄 /

第9条 入院患者が外出しようとするときは、病院長の承認を受けなければならない。

(付添いの承認)

第10条 入院患者には、付添いを置くことができない。ただし、患者本人又はその関係者から患者の親族を付添いとして置くことの願い出があった場合で、病院長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(面会時間)

第11条 入院患者との面会を行うことができる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第1項各号に掲げる日 午後1時から午後7時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後3時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、病院長が必要と認めるときは、面会時間を変更することができる。

(秩序の維持)

第12条 診療等を受ける者及びその関係者は、みどり市民病院の内部の秩序維持に関する規定及び病院長又はみどり市民病院の内部の秩序を維持するための管理者の指示に従わなければならない。

(委託による診療等)

第13条 病院長は、必要があると認めるときは、官公署、団体その他のものから委託を受けた者の診療等を行うことができる。

(診療等の拒否)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、病院長は、診療若しくは入院を拒否し、又は退院を命ずることができる。

(1) 入院の必要を認めないとき。

(2) 収容定員に満ちたとき。

(3) 料金を滞納し、又はみどり市民病院の諸規程に違反したとき。

(4) 風紀又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(5) その他病院長が診療又は入院を不相当と認めるとき。

(実施細目)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 捻 并至篠 篠) は 畫行期